

R5人事院勧告給与改定 会計年度任用職員給与も遡及して適用

【R5人事院勧告】民間給与との較差を解消

- ▶ 基本給 : 行政職給料表を平均0.9%引上げ(若年層に重点)
- ▶ 期末勤勉手当 : 支給月数を0.1月分引上げ

- ✓ 基本給は、今年4月に遡って適用(追加支給) 今年から会計年度任用職員も
- ✓ 期末勤勉手当は、12月分に0.1月分上乘せして支給

《松本市》 会計年度任用職員 1,175人

【月額給与】

	改定前	改定後	今年度増額分 <small>※期末勤勉手当を含む</small>
・ 一般事務(2年目以降)	154,100円	→ 166,000円 (約8%増)	196,350円
・ 保育士 (2年目以降)	188,700円	→ 200,100円 (約6%増)	188,100円

12月定例会に
条例改正案提出



スポーツ施設を利用しやすく 時間単位・使用料区分を見直し

市長記者会見資料

5. 11. 27

スポーツ施設整備課

【市民から要望があった時間単位・高校生の使用料について見直し】

見直し項目	変更点
使用時間	2時間単位 → 1時間単位
使用料半額	中学生以下 → 高校生以下 ※18歳到達の年度末まで
障がい者の割引手続	手続が必要 → 手続は不要

◆対象施設 = 公共施設予約システムで申込ができる体育施設すべて
総合体育館、セキスイハイム松本スタジアム、庭球場、市民プール、農村広場、公園等のグラウンド など

来年4月1日からの施行を目指します

